

長崎県医療機関電気料高騰支援緊急対策事業費補助金にかかるQ&A（医療機関、助産所、薬局、施術所関係）

No	区分	質問	回答
1	対象・要件	支援の内容はどのようなものか。	補助対象施設の電気代に対して補助を行うこととしております。 令和4年度の電気料金に係る物価上昇率(18.6%)相当分について、これまでの各事業所の実績に基づき算出された額の1/2を補助することとしております。
2	対象・要件	<u>対象</u> となる事業所等は。	申請時点で運営に要する経費の支払実績を有しており、事業を継続中である以下の施設となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・医療法の規定に基づき開設の届出を行っている病院、診療所、歯科診療所、助産所 ・健康保険法及び関係法令の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受ける保険薬局 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 及び 柔道整復師法の規定に基づき開設の届出を行っている施術所 <p>ただし、対象外要件に該当していないこと。</p>
3	対象・要件	<u>対象外</u> となる事業所等は。	以下の場合、補助の対象外となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請日時点で休止、廃止されている施設 ・所定の機関に開設の届出をしていない病院、診療所、歯科診療所、施術所、助産所 ・厚生労働大臣の指定を受けていない薬局等 ・国、地方公共団体が開設、運営又は出資する医療機関等（長崎県病院企業団を除く） ・保険診療、保険施術を取り扱わない（＝自由診療・施術等のみ行う）事業所 ・社会福祉施設内医務室（診療所）、企業内診療所等の特定の方を対象とする事業所 ・患者宅等への出張専業である事業所
3	対象・要件	公立の医療機関は対象外となるのか。	国又は地方公共団体（一部事務組合含む）が開設、運営又は出資する事業所については対象外となります。 具体的には、自衛隊病院（診療所）、長崎県病院企業団を除く県立・市町立・一部事務組合などの公立の機関、地方独立行政法人、などは補助の対象外となります。 なお、公的機関（独立行政法人、国立大学法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会など）は補助の対象となります。

長崎県医療機関電気料高騰支援緊急対策事業費補助金にかかるQ&A（医療機関、助産所、薬局、施術所関係）

No	区分	質問	回答
4	対象・要件	ドラッグストアは対象となるか。	関係法令に基づき厚生労働大臣の指定を受け、事業所内にて保険医療機関の発行する処方せんに基づき保険調剤を行っている場合は対象となります。 ただし、当該保険調剤事業にかかる事業所内スペース分のみが補助の対象となり、同事業所内にて保険調剤に関係のない日用品、食料品、その他雑貨類等を販売している場合、これらの販売スペースに係る電気代は補助の対象外となりますのでご注意ください。
5	対象・要件	医療法人等の事務に係る事業所の電気代も対象となるか。	開設の届出等を行っている機関等と同一事業所内に所在し、かつ、当該機関の運営上不可分である場合は補助対象となります。 それ以外で、別途機関外に事務所を設けるなどしている場合は対象外となります。
6	対象・要件	令和4年度途中で休止・廃止した事業所は対象になるか。	申請時点で休止・廃止している事業者は対象となりません。
7	対象・要件	令和3年度に事業を休止し令和4年度に入って再開した事業所は対象になるか。	申請時点までに事業が再開され、運営に要する経費の支払実績がある場合は、対象となります。
8	対象・要件	電気代支援について、令和3年度の実績額は、令和3年4月から令和4年3月に使用した電気代か、それとも支払った電気代か。	令和3年度の実績額とは、令和3年4月から令和4年3月分として施設等が負担した電気代の実績額となります。
9	対象・要件	令和4年度に開業し、令和3年度の電気代実績がない場合も補助の対象となるか。	申請時点で開業、運営されている場合は対象となります。 また、この場合、本年度の開業月から令和5年3月までの電気代実績に基づき算出された補助額となります。
10	対象・要件	どの期間の電気代が補助対象となるのか。	令和4年度（令和4年4月～令和5年3月分）の電気代に対し、補助を行います。
11	対象・要件	一部事務組合で実施している障害福祉サービスは対象となるのか。	対象外とします。（公営の施設、事業所とみなします。）
12	対象・要件	同一の事業所で複数の業種を行っている（それぞれ開設届出等を行っている）場合は、補助金はいずれの事業所でも申請できるのか。 ※例）整骨院と鍼灸院、病院と保険薬局 など	電気代に係る請求書などの支出証拠書類が分けられており、それぞれの個別の支払い実績が明確に確認できる場合は、各事業所にて別々に申請可能です。 ただし、請求書が同一のもので、分けることが困難な場合などは、いずれか一方の事業所が代表し申請いただくこととなります。
13	対象・要件	障害福祉サービスを行っている医療機関は、医療機関支援の補助金と障害福祉サービス施設等支援の補助金と双方もらえるのか。	医療機関が障害福祉サービスを行っている場合、どちらかの補助金を選択してください。（重複申請はできません）

長崎県医療機関電気料高騰支援緊急対策事業費補助金にかかるQ&A（医療機関、助産所、薬局、施術所関係）

No	区分	質問	回答
14	対象・要件	市町が別途物価高騰の支援を行う場合は、当該市町内の施設について県の支援は行うのか。	各市町において、今年度、原油価格・物価高騰の緊急支援のため補助金などの支援を行っている場合、もしくは、今後、支援を行う予定の場合には、必要に応じて支援を受ける事業所に対し、県の補助金の調整を行う場合があります。
15	申請方法等	申請方法はどのようにすればよいか。	県ホームページに申請書を掲載しますので、ダウンロードしていただき、郵送で事務局（送付先はホームページ等に掲載）へお送りください。
16	申請方法等	メールやFAXでの申請は可能か。	郵送のみの対応とさせていただきます。お手数ですが、郵送で事務局へお送りください。
17	申請方法等	郵送に簡易書留などの指定はあるか。	普通郵便でも差し支えありません。こちらから指定は致しませんが、追跡ができる簡易書留やレターパックなどで郵送いただくと、届いたことが確実に確認できます。
18	申請方法等	申請書は事務局に持参できないか。	新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送のみの取扱いとします。
19	証拠書類	証拠書類はどのようなものを揃えておけばよいか。	補助金に係る証拠書類として以下の書類を事業所内に5年間保管していただく必要があります。 ①交付申請書（一式）写し ②収入及び支出の関係を示す書類（決算書類等）
20			
21	申請方法等	申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。	申請者と口座名義は原則として一致（法人名のみ名義は可）する必要があり、これが異なる場合支払いができません。 ただし、やむを得ず申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途委任状の提出をもって支払いを行うことは可能です。委任状は任意様式となりますが、ひな形を県のホームページに掲載します。
22	申請方法等	申請期間はいつまでか。	令和5年1月31日（火）までとなります。

長崎県医療機関電気料高騰支援緊急対策事業費補助金にかかるQ&A（医療機関、助産所、薬局、施術所関係）

No	区分	質問	回答
23	申請方法等	申請は法人等の単位で行うのか、各事業所等で行うのか。	原則として事業所単位での申請をお願いしておりますが、複数事業所を所有する場合の法人等の単位でも申請は可能です。 ただし、後者の場合は、各事業所ごとの補助対象経費が明確に分かるように、申請書類（様式第2～3号及び領収書等）を別々に作成するなど、御留意をお願いします。
24	補助金額の算定方法等	令和4年度に新設した事業所は対象になるのか。対象になる場合、令和3年度の電気代実績がないが補助金額はどのように算定するのか。	令和4年度に新設した事業所でも申請時点で運営に要する経費の支払実績を有し、事業継続中であれば対象となります。この場合の補助金の計算方法について、令和4年度に事業所が負担した電気代をもとに算出することになります。具体的には、次の例のように計算します。 <例> 事業開始：令和4年10月1日（令和4年度中の事業実施は6カ月間） 補助金申請日：令和5年1月10日 電気代実績額：令和4年10月～12月 合計30万円 補助金額：30万円÷3カ月×6カ月×18.6/118.6×1/2 → 47,000円 ※千円未満切り捨て
25	補助金額の算定方法等	R3年度途中で新設した事業所で、電気代の実績額が12月に満たない場合、補助金額はどのように算出するのか。	令和3年度の途中から事業を開始した事業所は、運営開始の月から令和4年3月までに施設等が負担した電気代の実績額を12か月分に換算した額に物価上昇率（18.6%）及び補助率（1/2）を乗じて算出することとなります。具体的には、次のように計算します。 <例> 事業開始：令和3年10月1日 電気代実績額：令和3年10月～令和4年3月 合計60万円 補助金額：60万円÷6カ月×12カ月×18.6%×1/2 → 111,000円 ※千円未満切り捨て
26	補助金額の算定方法等	様式第1号交付申請書兼請求書に添付する「施設等が負担した電気代の実績の金額が確認できる書類」として何が認められるのか。	「決算書類の該当部分、帳票類、領収書、レシート等のいずれか一つ」としてはありますが、対象金額が確認できるものであれば、各事業者で費用を集計している帳簿など幅広く捉えていただいて結構です。申請者の負担軽減及び早期の交付を図る一方で、誤支給をさけるため、このような取り扱いといたします。なお、申請書様式第4号において偽り又は虚偽の内容がないことを誓約いただき、不正な手段により交付を受けたものと認められたときは、補助金を返還していただくこととなります。

長崎県医療機関電気料高騰支援緊急対策事業費補助金にかかるQ&A（医療機関、助産所、薬局、施術所関係）

No	区分	質問	回答
27	補助金額の算定方法等	申請書兼請求書に添付する「施設等が負担した電気代の実績の金額が確認できる書類」として、電気料を口座引き落としにしているため領収書等がない場合は、請求書の写し等でも問題ないか。	各施設での支出の実績について確認を行うため、領収書等がない場合は請求書の写しに加え、引落し口座の通帳該当部分の写しなどの支出が確認出来るものが必要となります。 また、決算書類・帳簿等の該当部分について提出いただくなどでも支障ございません。
28	補助金額の算定方法等	算定の際の病床数は休止病床を除くとしているが、新型コロナウイルス感染症患者の受入のために休止をしている病床はどのような取り扱いとなるか。	新型コロナウイルス感染症患者受入れのための休止病床については、算定の際に許可病床数に含めていただいて支障ありません。
29	補助金額の算定方法等	令和4年3月2日から31日の間に新設した施設で、令和4年3月の実績が一月未満の場合、補助金額はどのように算出するのか。	令和4年3月2日から31日の間に新設した施設は、令和4年3月の実績が一月未満のため、令和4年度に新設した施設同様、令和4年度に施設が負担した電気代をもとに算出することになります。具体的には、次の例のように計算します。 <例> 事業開始：令和4年3月31日（令和3年度中の事業実施は1日間） 補助金申請日：令和5年1月10日 電気代実績額：令和4年4月～12月 合計90万円 補助金額：90万円÷9カ月×12カ月×18.6/118.6×1/2 → 94,000円 ※千円未満切り捨て